

令和2年度調達改善計画の上半期自己評価概要  
(対象期間：令和2年4月1日～令和2年9月30日)

総務省

令和2年度の調達改善計画で記載した事項毎に、以下のとおり概要を記述する。

I. 1. 一者応札改善のための取組（総務本省及び地方支分部局等の取組）

一般競争入札の充実を図り、競争性をより一層確保するため、一者応札改善の取組を行う。

(1) 全ての調達の改善取組

① 公告期間等の改善

- ・ 調達要求部局において執行計画及び執行管理シートを作成し、契約担当部局において進捗管理を行うことで、早期契約、執行期間の確保に努めた。
- ・ 一般調達案件の予定経費 1,500 万円以上、総合評価落札方式案件または企画競争及び公募案件について、公告期間 20 日間以上の確保に努めた。
- ・ 一般調達案件の予定経費 1,500 万円以上、総合評価落札方式案件または企画競争案件のうち、前回調達で一者応札又は一者応募だった調達案件については、原則公告期間 30 日間の確保に努めた。
- ・ 調達予定案件をホームページで公表し、情報提供に努めた。

② 仕様内容の充実

- ・ 調達部局において、過去に実績のある者しか応札できないような仕様とならないよう、又、特定の者が有利になる仕様とならないよう、複数の者が参加可能な仕様書の作成に努め、契約担当部局に合議し、審査を行った。
- ・ 調達部局において、役務調達等の年間契約に際して、新規参入者の参入を阻害しないよう既存事業者との業務の引き継ぎ、ノウハウの蓄積のための十分な準備期間の確保を明記するなど仕様内容の充実に努め、契約担当部局に合議し、審査を行った。
- ・ 調達部局において、入札要件を設定する際、真に調達に必要な要件であるか検討を行い、契約担当部局に合議し、審査を行った。

③ 仕様書の中立性の確認等

- ・ 仕様書の中立性について、契約担当部局に合議し審査を行っている。また、合議文書に複数者の見積書の添付を義務付けることで、仕様書の内容の特殊性を排除し汎用的なものとなるよう努めつつ、審査においても、競争が確保されるよう重ねて精査を行うことで、仕様書の中立性の確認を行った。

④ 電子調達システムによる調達推進

- ・ 入札者の利便性の向上、調達事務の効率化を図るため、電子調達システムの利用の促進に努めた。

⑤ 一者応札の検証

- ・ 対象の調達案件について、電子調達システムにより入札説明書等をダウンロードしたものの、入札不参加となった者に対して、契約担当部局からアンケートを実施するとともに、調達部局において見積書を取得したものの、入札不参加となった者に対して

は、調達部局から直接当該者にヒアリングを実施し、入札に参加しなかった理由を把握、分析し、関係者間で共有するなど、一者応札の検証、改善策の検討を行った。

◇取組の効果

- ・上半期一者応札率（本省・地方）：24.5%  
平成29年度～令和元年度までの3ヶ年の平均：24.1%  
令和元年度：29.6%
- ・前年度1者応札の案件で30日間以上の公告を行った52件のうち11件が複数者応札となった。

◇今後の取組

これまで実施してきた対策を継続しつつ、調達予定などの情報発信の強化や特定の技術又は設備を必要とする調達の競争入札から公募への移行など更なる取組の強化を図る。

(2) 調査・調査研究経費に係る調達

① (1)の取組の徹底

② 総合評価落札方式の採用

- ・専門的知識、技術及び創意等に相当程度の差異が生じる案件については、価格以外での競争を可能とするため、総合評価落札方式の採用に努めた。
- ・選定基準及び選定過程の明確化、選定結果の透明化の確保のため、評価項目の設定のほか、審査者の選定（担当課室以外の管理者や外部有識者の活用等）について、会計課で定めた基準に合致しているか、契約担当部局に合議し審査を行った。また、技術点の審査方法について、合議審査によらず、各審査者は個人で採点し、その後全審査者分の評価を取りまとめて採点するよう定められたルールに基づき、調達部局において審査を行った。

◇取組の効果

- ・上半期総合評価落札方式実施件数（本省・地方）：196件

◇今後の取組

これまで実施してきた対策を継続しつつ、調達予定などの情報発信の強化や特定の技術又は設備を必要とする調達の競争入札から公募への移行など更なる取組の強化を図る。

(3) 情報システムに係る調達

① (1)の取組の徹底

② 外部有識者の活用

- ・CIO補佐官との相談結果について会計課合議文書にその評価内容書等を添付することを徹底した。
- ・総合評価落札方式の調達案件についてCIO補佐官を評価者に含めることを徹底した。
- ・入札結果や一者応札の分析結果等をCIO補佐官に提供し、CIO補佐官の評価内容書を

会計課が確認することにより、個々の情報システムの課題について相互に共有した。

### ③ 総合評価落札方式の採用

- ・仕様内容に専門的知識、技術及び創意等に相当程度の差異が生じる案件については、価格以外での競争を可能とするため、総合評価落札方式の採用に努めた。

#### ◇取組の効果

- ・上半期総合評価落札方式実施件数（本省・地方）：22件

#### ◇今後の取組

これまで実施してきた対策を継続しつつ、CIO補佐官等との連携強化や調達予定などの情報発信の強化、特定の技術又は設備を必要とする調達の競争入札から公募への移行など更なる取組の強化を図る。

## I. 2. 随契の見直し（総務本省及び地方支分部局等の取組）

### ① 競争性のある契約への移行の検討

- ・競争性のない随意契約、企画競争又は公募による随意契約について、契約担当部局に合議し審査を行い、要件を満たしたもののみ実施に努めた。

#### ◇取組の効果（件数及び全契約件数に占める割合）

- ①上半期競争性のない随意契約件数（本省・地方）及び契約締結率：189件（13.5%）

（令和元年度 同契約件数及び同率：219件（11.2%）

※競争性のない随意契約締結率＝競争性のない随意契約件数/全契約件数

- ②上半期企画競争による随意契約件数（本省・地方）及び契約締結率：394件（28.1%）

（令和元年度 同契約件数及び同率：531件（27.1%）

※企画競争による随意契約締結率＝企画競争による随意契約件数/全契約件数

- ③上半期公募による随意契約件数（本省・地方）及び契約締結率：88件（6.3%）

（令和元年度 同契約件数及び同率：105件（5.3%）

※公募による随意契約締結率＝公募による随意契約件数/全契約件数

#### ◇今後の取組

引き続き、各取組を徹底し、総務本省で実施した取組を地方支分部局等へ拡大する。

## II. 共通的な取組について

### 1. 調達改善に向けた審査・管理の強化（総務本省及び地方支分部局等の取組）

上記I参照

#### ◇取組の成果

上記I取組の成果参照

◇今後の取組

引き続き、各取組を徹底し、総務本省で実施した取組を地方支分部局等へ拡大する。

2. 地方支分部局等における取組の推進（地方支分部局等の取組）

① 一者応札改善のための取組

上記 I 1 参照

② 随意契約の見直し

上記 I 2 参照

◇取組の効果

・上半期一者応札率（地方）：21.0%

平成29年度～令和元年度までの3ヶ年の平均：19.0%

令和元年度：25.1%

・随意契約（件数及び全契約件数に占める割合）

上半期競争性のない随意契約（地方）：86件/16.3%

（令和元年度 109件/15.0%）

上半期企画競争による随意契約（地方）：63件/11.9%

（令和元年度 125件/17.2%）

上半期公募による随意契約（地方）：44件/8.3%

（令和元年度 54件/7.3%）

◇今後の取組

引き続き、各取組を徹底し、総務本省で実施した取組を地方支分部局等へ拡大する。

3. 電力調達・ガス調達の改善（総務本省及び地方支分部局等の取組）

調達要求部局は、入札業者の拡大のため、調達実施可能な電気事業者及びガス事業者に対して、声かけを積極的に行った。また、公告期間を20日以上とすることを徹底した。

Ⅲ. その他の取組について

1. 共同調達（総務本省及び地方支分部局等の取組）

汎用的な物品等の調達については、他省庁との共同調達を引き続き推進することで、事務効率化、契約金額の低廉化及び経費節減に努めた。

2. オープンカウンター方式の活用（地方支分部局等の取組）

各地方支分部局等の実情を踏まえ、オープンカウンター方式の更なる拡大を行うことで、事務効率化、契約金額の低廉化及び経費節減に努めた。

3. その他（総務本省の取組）

① 旅費業務の効率化

・ICカード乗車券利用については、継続して実施した。

ICカード乗車券使用について、利用後に管理台帳を必ず記入させて管理を徹底した。

② 国庫債務負担行為の活用

- ・令和3年度予算要求において、複数年度に渡る契約が可能な案件については、国庫債務負担行為の活用の検討を行い予算要求する。

③ クレジットカード決済による調達推進

- ・水道料金、官用車のETC料金、外国出張先での経費について、継続してクレジットカード払いを実施した。

④ 会計事務職員等のスキルアップの取組

- ・再委託手続の明確化等を内容とした公共調達業務マニュアルの改正を6月に行った。

重点的な取組、共通的な取組

令和2年度調達改善計画							令和2年度上半期自己評価結果(対象期間:4月1日～9月30日)										
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期					定量的	定性的			
○	○	Ⅲ. 1. 一者応札改善のための取組(総務本省及び地方支分部局等の取組)	<p>一般競争入札の充実を図り、競争性をより一層確保するため、一者応札改善の取組を行う。</p> <p>下記①から⑨の取組を行う。</p> <p>引き継ぎ、競争性をより一層確保すること等により、調達の透明性、契約金額の低廉化を図る必要があるため。</p> <p>なお、本取組については、今年度から、総務本省及び地方支分部局等の取組として拡大するものである。</p>				一者応札率が過去3か年を下回ることを目標とし、経費削減を図る。 ※令和元年度の率は未集計のため、目標率は未確定(参考値:平成28年度から平成30年度平均:21%)。						上半期一者応札率(本省・地方): 24.5%		随時	一者応札率の改善については、要因を分析・把握しつつ、要因に応じた対策を、継続的に実施していく必要があることが再認識された。	これまで実施してきた対策を継続しつつ、調達予定などの情報発信の強化や特定の技術又は設備を必要とする調達への競争入札から公募への移行など更なる取組の強化を図る。
		(1) 全ての調達の改善取組	<p>① 公告期間等の改善 ア. 複数の者が入札に参加できるように、早期の契約、準備期間及び執行期間を確保できるように努める。 イ. 公告期間の延長 一般調達案件の予定経費1,500万円以上、総合評価落札方式案件または企画競争及び公募案件は、公告期間20日間以上の確保とする。 また、上記以外の案件については、可能な限り公告期間は10日間を超えた期間を確保するよう努める。 ウ. 前回一者応札の公告期間の延長 一般調達案件の予定経費1,500万円以上、総合評価落札方式案件または企画競争案件のうち、前回調達で一者応札又は一者応募だった調達案件については、原則公告期間を30日間とする。 エ. 調達予定案件の情報提供の充実等 調達予定案件を毎年度各契約担当部署においてホームページ公表するとともに、SNSを通じて積極的に情報発信を行う。 未掲載の案件については、3者以上の者へ見積書の依頼を行う。</p> <p>② 仕様内容の充実 ア. 複数の者が入札に参加できるよう調達期間について十分に配慮することし、調達要求部局から年間の執行計画を提出させ、契約担当部署において適切に進捗管理を行う。 イ. 過去に実績のある者しか応札できないような仕様とならないよう、又、特定の者が有利になる仕様とならないよう、仕様書を記載し複数の者が参加可能な仕様とする。 ウ. 役務調達等の年間契約において、新規参入者の参入を阻害しないよう既存事業者との業務の引き継ぎ、ノウハウの蓄積のための十分な準備期間の確保を明記するなど仕様内容を充実させる。 エ. 入札要件について、真に調達に必要な要件であるか検討を行う。</p> <p>③ 仕様書中立性の確保 前年度までの取組を踏まえ、更なる仕様内容の中立性の確保のため、契約担当部署への合議文書に、複数者からの見積書の添付を義務付けることで、仕様内容の中立性の確保を行う。</p> <p>④ 契約額の適正化及び低廉化 前年度までの取組を踏まえ、更なる経費削減及び適正な予定価格算定のため、上記③の見積書、さらに調達要求部局での経費算出書の添付を義務付け、予定価格算出の資料として活用し契約金額の適正化及び低廉化を図る。</p> <p>⑤ 事前審査 ア. 全ての調達案件については、原則、契約担当部署に合議して、Ⅲ. 1. の全ての取組内容が適正に行われているかチェックを徹底し、事前審査を行う。 イ. 数多くの取引価格の比較がインターネット及び刊行物を利用して容易にできる大量生産品について、市場価格よりも大幅に高額で調達しているケースがないかチェックし、合理的理由の存否を確認する。</p> <p>⑥ 一者応札の検証 ア. 結果として一者応札となった調達について、契約担当部署において、原因究明を行う。 イ. 類似の案件で前年度に一者応札の案件について、原因を点検することにより競争性のある調達の実施に反映させるため、入札説明書等を受け取った者で入札に参加しなかった者に対して、アンケート調査を実施し入札に参加しなかった理由を把握、分析し、関係者間で共有するとともに、次の調達時に改善策を反映させる。 ウ. 一者応札が継続しているものは、公募随附への移行に向け課題等を整理するとともに、価格交渉の手法について他省庁の取組等を参考に検討する。</p> <p>⑦ 事後審査・管理 ア. 一者応札となった調達について、総務省契約監視会における外部有識者の意見を求める。 イ. 上記アに基づいて改善策を取りまとめた上、契約担当部署及び調達要求部局あて通知し次の調達の際の参考とするよう要請を行う。</p> <p>⑧ 企画競争の適正化 前年度までの取組を踏まえ、更なる選定基準及び選定過程の明確化、選定結果の透明性の確保のため、会計課が定めた選定基準に基づき、採点項目について、過去の実績を過度に評価しないよう、又、特定の者が有利にならないよう取組を行う。</p>		A	H24:本省 H29:地方	年度末		A	H24:本省 H29:地方	<p>・調達要求部局において執行計画及び執行管理シートを作成し、契約担当部署において進捗管理を行うことと、早期契約、執行期間の確保に努めた。 ・一般調達案件の予定経費1,500万円以上、総合評価落札方式案件または企画競争及び公募案件について、公告期間20日間以上の確保に努めた。 ・一般調達案件の予定経費1,500万円以上、総合評価落札方式案件または企画競争案件のうち、前回調達で一者応札又は一者応募だった調達案件については、原則公告期間30日間の確保に努めた。 ・調達予定案件をホームページで公表し、情報提供に努めた。</p>	B	<p>・上半期契約締結率については、年度末自己評価にて集計 ・対象の調達案件について、20日間以上の期間を確保し、公告を行った。 ・前年度1者応札となった一般競争入札案件について、30日間以上の公告を行った52件のうち11件が2者以上の応札となった。 ・令和2年度の調達計画について総務省HPIにて公表した。(4月)</p>	随時	上記のとおり	上記のとおり	
			<p>② 仕様内容の充実 ア. 複数の者が入札に参加できるよう調達期間について十分に配慮することし、調達要求部局から年間の執行計画を提出させ、契約担当部署において適切に進捗管理を行う。 イ. 過去に実績のある者しか応札できないような仕様とならないよう、又、特定の者が有利になる仕様とならないよう、仕様書を記載し複数の者が参加可能な仕様とする。 ウ. 役務調達等の年間契約において、新規参入者の参入を阻害しないよう既存事業者との業務の引き継ぎ、ノウハウの蓄積のための十分な準備期間の確保を明記するなど仕様内容を充実させる。 エ. 入札要件について、真に調達に必要な要件であるか検討を行う。</p>		A	H24:本省 H30:地方			A	H24:本省 H30:地方	<p>・複数の者が入札に参加できるよう公告期間について配慮した。 また、調達要求部局において執行計画及び執行管理シートを作成し、契約担当部署において進捗管理を行った。 ・仕様内容の充実(イ～エ)について、契約担当部署に合議し審査を行い、仕様内容の充実を図った。</p>	A	<p>・調達要求部局において執行計画及び執行管理シートを作成し、契約担当部署において進捗管理を行うことにより、調達要求部局に競争性を確保するための取組の必要性が広く認識された。 ・仕様内容の充実(イ～エ)の取組により、調達の公平性、透明性、競争性の確保に寄与した。</p>	随時	上記のとおり	上記のとおり	
			<p>③ 仕様書中立性の確保 前年度までの取組を踏まえ、更なる仕様内容の中立性の確保のため、契約担当部署への合議文書に、複数者からの見積書の添付を義務付けることで、仕様内容の中立性の確保を行う。</p>		A	H24:本省 H30:地方			A	H24:本省 H30:地方	<p>仕様内容の中立性について、契約担当部署に合議し審査を行っている。また、合議文書に複数者からの見積書の添付を義務付けることで、仕様内容の特殊性を排除し汎用的なものとなるよう努めつつ、審査においても、競争が確保されるよう重ねて精査を行うことで、仕様内容の中立性の確保を行った。</p>	A	<p>仕様書中立性を確保することにより、調達の公平性、透明性、競争性の確保に寄与した。</p>	随時	上記のとおり	上記のとおり	
			<p>④ 契約額の適正化及び低廉化 前年度までの取組を踏まえ、更なる経費削減及び適正な予定価格算定のため、上記③の見積書、さらに調達要求部局での経費算出書の添付を義務付け、予定価格算出の資料として活用し契約金額の適正化及び低廉化を図る。</p>		A	H24:本省 H30:地方			A	H24:本省 H30:地方	<p>調達要求部局に複数者からの見積書や経費算出書の添付を徹底させることで、適正な所要経費の算出に努めている。</p>	A	<p>調達要求部局による所要経費算出の時点で、客観性、合理性のある価格を設定することにより、契約額の適正化及び低廉化に寄与した。</p>	随時	上記のとおり	上記のとおり	
			<p>⑤ 事前審査 ア. 全ての調達案件については、原則、契約担当部署に合議して、Ⅲ. 1. の全ての取組内容が適正に行われているかチェックを徹底し、事前審査を行う。 イ. 数多くの取引価格の比較がインターネット及び刊行物を利用して容易にできる大量生産品について、市場価格よりも大幅に高額で調達しているケースがないかチェックし、合理的理由の存否を確認する。</p>		A	H29:本省 H30:地方			A	H29:本省 H30:地方	<p>契約担当部署に合議し審査を行っている。インターネット等を利用して、市場価格の把握に努め、適正な予定価格の設定に努めた。</p>	A	<p>契約担当部署による審査を徹底することにより、Ⅲ. 1. の取組内容の確実な実施を図ることができた。</p>	随時	上記のとおり	上記のとおり	
			<p>⑥ 一者応札の検証 ア. 結果として一者応札となった調達について、契約担当部署において、原因究明を行う。 イ. 類似の案件で前年度に一者応札の案件について、原因を点検することにより競争性のある調達の実施に反映させるため、入札説明書等を受け取った者で入札に参加しなかった者に対して、アンケート調査を実施し入札に参加しなかった理由を把握、分析し、関係者間で共有するとともに、次の調達時に改善策を反映させる。 ウ. 一者応札が継続しているものは、公募随附への移行に向け課題等を整理するとともに、価格交渉の手法について他省庁の取組等を参考に検討する。</p>		A	H24:本省 H30:地方 ※本省においてR2から実施			B	H24:本省 H30:地方	<p>対象の調達案件について、電子調達システムにより入札説明書等をダウンロードしたものの、入札不参加となった者に対して、契約担当部署からアンケートを実施するとともに、調達部局において見積書を取得したものの、入札不参加となった者に対しては、調達部局から直接当該者にヒアリングを実施し、入札に参加しなかった理由を把握、分析し、関係者間で共有するなど、一者応札の検証、改善策の検討を行った。</p>	B	<p>入札不参加者へのアンケート又はヒアリングを行い、その理由を検証することで、改善策の検討に資することができた。</p>	随時	上記のとおり	上記のとおり	
			<p>⑦ 事後審査・管理 ア. 一者応札となった調達について、総務省契約監視会における外部有識者の意見を求める。 イ. 上記アに基づいて改善策を取りまとめた上、契約担当部署及び調達要求部局あて通知し次の調達の際の参考とするよう要請を行う。</p>		A	H29:本省 H30:地方			A	H29:本省 H30:地方	<p>新型コロナウイルスの影響により、上半期に契約監視会の開催はなかった。(11月にメール審議にて開催予定)</p>	A	<p>—</p>	随時	上記のとおり	上記のとおり	
			<p>⑧ 企画競争の適正化 前年度までの取組を踏まえ、更なる選定基準及び選定過程の明確化、選定結果の透明性の確保のため、会計課が定めた選定基準に基づき、採点項目について、過去の実績を過度に評価しないよう、又、特定の者が有利にならないよう取組を行う。</p>		A	H24:本省 H29:地方			A	H24:本省 H29:地方	<p>評価項目設定、選定結果の適正性について、契約担当部署に合議し審査を行った。</p>	A	<p>上半期企画競争一者応募率(本省・地方): 71.6%</p> <p>【参考】 ・平成29年度～令和元年度までの3ヶ年の平均: 64.5%</p> <p>・令和元年度: 55.9%</p>	随時	上記のとおり	上記のとおり	



○	○	(1)一者応札改善のための取組 (再掲 上記記載のⅢ. 1. (1))	上記記載のⅢ. 1. (1)のとおり取組を実施	引き続き、競争性をより一層確保すること等により、調達の実績、契約金額の低廉化を図る必要があるため。 なお、本取組については、今年度から、全ての項目について地方支分部局等の取組として拡大するものである。	A	H30	上記記載のⅢ. 1. (1)のとおり取組を実施	年度末	A	H30	—	B	上半期一者応札率(地方):21.0% 【参考】 ・平成29年度～令和元年度までの3ヶ年の平均:19.0% ・令和元年度:25.1%	—	随時	継続的な取組が必要	引き続き実施する。	
○	○	(2)随意契約の見直し (再掲 上記記載のⅢ. 2)	上記記載のⅢ. 2のとおり取組を実施	競争性をより一層確保すること等により、調達の透明性、契約金額の低廉化を図る必要があるため。 なお、本取組については、今年度から、地方支分部局等の取組として拡大するものである。	A	H30	上記記載のⅢ. 2のとおり取組を実施	年度末	A	H30	—	A	上半期の競争性のない随意契約(地方):86件/16.3% (令和元年度:109件/15.0%) 上半期の企画競争随意契約(地方):63件/11.9% (令和元年度:125件/17.2%) 上半期の公募随意契約(地方):44件/8.3% (令和元年度:54件/7.4%)	—	随時	継続的な取組が必要	引き続き実施する。	
	○	Ⅳ. 3. 電力調達・ガス調達の改善(総務本省及び地方支分部局等の取組)																
		電力及びガスの小売全面自由化により、小規模庁舎に係る電力調達及びガス調達においても複数会社が供給し得る環境となっていること等を踏まえ、電力調達・ガス調達について、取組を実施する。	①調達要求部局は、入札業者の拡大のため、調達実施可能な電気・ガス事業者に対して、声かけを積極的に行う。 ②公告期間を20日以上とすることを徹底する。 ③近隣の庁舎との共同調達の検討を行う。		A	H29	前回調達の契約金額を下回することを目標とし経費削減を図る。	年度末	A	H29	調達要求部局は、入札業者の拡大のため、左記の対応に努めた。	A	令和2年度の契約金額の実績については、年度末自己評価にて集計	—	随時	継続的な取組が必要	引き続き実施する。	

【難易度】

「調達改善の取組指針」を踏まえて、取組ごとに以下の指標に基づき難易度を設定。

- ・A+:効果的な取組
- ・A :発展的な取組
- ・B :標準的な取組



## その他の取組

調達改善計画		令和2年度上半期自己評価結果(対象期間:4月1日～9月30日)		
具体的な取組内容	新規継続区分	特に効果があったと判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
1. 共同調達(総務本省及び地方支分部局等の取組)	継続	-	-	-
汎用的な物品である備品・消耗品及び汎用的な役務である雑役務の調達については、他省庁との	継続	国土交通省及び警察庁と共同で調達を実施。	-	引き続き共同調達を実施、推進することで、経費削減を図る。
2. オープンカウンター方式の活用(地方支分部局)各地方支分部局等の事情が異なることから、活用のメリット、デメリットを検討の上、少額の調達が多数を占める支分部局では拡大を行う。 ①既に活用している契約担当課室は、改善の検討を行う。 ②未活用の契約担当部局は、活用の検討を積極的に行う。	継続	-	-	各地方支分部局等の状況に応じオープンカウンター方式の活用を図る。
3. その他(総務本省の取組)				
① 旅費業務の効率化 ICカード乗車券の利用を促進し、効率的な旅費業務を行う。	継続	ICカード乗車券を活用し効率的な旅費の管理を実施。	-	引き続きICカード乗車券を利用することにより、事務効率化を図る。
② 国庫債務負担行為の活用 複数年度にわたる契約を行うことにより、調達価格の低減が期待できる案件について、国庫債務負担行為の検討を行う。	継続	令和3年度予算要求において検討	-	引き続き調達価格の低減が期待できる案件について、国庫債務負担行為として予算要求を行う。
③ クレジットカード決済による調達の推進 海外出張、高速料金及び公共料金(水道)の支払いについて、事務効率化の観点からクレジットカード決済による調達を実施する。	継続	水道料金、官用車のETC料金、外国出張先での経費について、対象となる費用を限定し、厳格な管理の下、クレジットカード払いを行っている。	-	引き続きクレジットカード決済による事務の効率化を図る。
④ 会計事務職員のスキルアップの取組 ・契約事務・会計事務について、必要な研修を実施する。 ・調達マニュアルの充実化を図る。	継続	・省内の会計事務新任者対象に会計事務の基礎となる知識の習得、能力向上を図るための研修を10月に実施予定(オンライン実施)。 ・再委託手続の明確化等を内容とした公共調達業務マニュアルの改正を6月に行った。	-	引き続き研修の開催等を通じて会計事務職員のスキルアップを図る。

外部有識者からの意見聴取の実施状況

(対象期間:4月1日～9月30日)

外部有識者の氏名・役職【北大路 信郷・株式会社政策情報システム研究所代表取締役所長】 意見聴取日【11月12日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○実施した取組内容 ○取組の更なる推進を図る観点</p>	<p>主要な課題について改善取り組み状況が的確に示されている。</p>	<p>調達改善計画に基づき、引き続き下半期も取り組んで参ります。</p>

外部有識者の氏名・役職【有川博・日本大学総合科学研究所教授】 意見聴取日【11月12日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○実施した取組内容 ○取組の更なる推進を図る観点</p>	<p>・I 1の、(1)全ての調達の改善取組のうち、⑤一者応札の検証に関しては、「アンケートを聴取するだけにとどまらず、できるだけヒアリングを行う工夫に努めたうえで、それらの結果に基づいた自らによる原因分析と対応策の実施こそが重要になるので、その点にいつそう留意されたい。」</p> <p>・⑧企画競争の適正化に関しては、「企画競争の一者応募率が、全体的に見て増加傾向にあるように思われる。もし私の認識誤りでなければ、この点についての的確な分析とそれに基づく改善策の必要性の有無について、検討されたい。」</p> <p>・(2)調査・調査研究経費に係る調達のうち、④総合評価方式への取り組みについては、「選定過程明確化のため、評価項目の設定について契約担当部局に合議し審査を行っているところがあるが、選定過程の明確化のためには評価項目設定の合議・審査だけではまだ不十分ではないか。選定過程の適正化、透明化の確保のためにさらにきめ細かなルールの設定や情報開示の工夫が必要と思われる。」</p>	<p>・自己評価結果概要及び様式1について以下のとおり記載を改めました。 「対象の調達案件について、電子調達システムにより入札説明書等をダウンロードしたものの、入札不参加となった者に対して、契約担当部局からアンケートを実施するとともに、調達部局において見積書を取得したものの、入札不参加となった者に対しては、調達部局から直接当該者にヒアリングを実施し、入札に参加しなかった理由を把握、分析し、関係者間で共有するなど、一者応札の検証、改善策の検討を行った。」</p> <p>引き続き下半期の一者応募率の状況を分析し、改善策の必要性について検討して参ります。</p> <p>・自己評価結果概要及び様式1について以下のとおり記載を改めました。 「選定基準及び選定過程の明確化、選定結果の透明化の確保のため、評価項目の設定のほか、審査者の選定(担当課室以外の管理者や外部有識者の活用等)について、会計課で定めた基準に合致しているか、契約担当部局に合議し審査を行った。また、技術点の審査方法について、合議審査によらず、各審査者は個人で採点し、その後全審査者分の評価を取りまとめて採点するよう定められたルールに基づき、調達部局において審査を行った。」</p>